

4 母性並びに乳幼児等の健康の確保と増進

【本市の取組み状況】

近年、少子化、核家族化の進展や生活・労働環境の変化等により子どもを育てる環境も大きく変化しており、食生活の乱れや虐待等、養育にあたる親と子どもの発達へ大きな影響を及ぼし、母親の育児不安、孤立感が出現しやすい状況にあります。

それに加えて、若年者の妊娠、人工妊娠中絶、性感染症の増加等も問題となっており、親になるまでの若い世代への思春期保健対策の推進が必要になっています。

子どもが健やかに生まれ、成長していくためには、子どもの健康のみならず、その母親においても健康であることが何よりも必要で、妊娠前からの不妊治療・不育治療への助成はもとより、妊娠期から乳幼児期への一貫した母子保健活動を展開しています。

4-1 子どもや母親の健康の確保

【現状と主要課題】

【現状】

- ① 近年は、地域のみならず家族関係の希薄化、複雑化による孤立感の増強、経済基盤の不安定さ、生活・社会体験の乏しさ、10代の妊娠、未婚での出産、疾病や障がいを持つ妊産婦等、養育支援が必要な事例は増加傾向にあります。
母と子の健康を保持するために、妊婦健康診査、乳幼児健康診査、各種の育児教室等の実施、妊娠早期から支援が必要な妊婦へのかかりわり、出産後の母子への訪問指導等、母子保健事業の充実に努めています。
- ② 平成25年度から、未熟児訪問事業、未熟児養育医療費給付事業が、市町村に権限移譲となりました。周産期からケアの必要な子どもを持つ母親に対し、関係課や関係機関との連携のもと支援を行い、子どもの健康管理や医療費にかかる経済的な負担の軽減を図っています。

【主要課題】

- ① 安心安全な出産と、子どもの健やかな成長発達を目的として、妊婦健康診査及び乳幼児健康診査を実施するとともに、健やかに子育てができる関係機関の整備が今後とも必要です。
- ② 妊娠期・出産後早期からの切れ目のない支援を提供するための親子を取り巻く関係機関・地域支援者とのネットワークの構築、地域支援者の拡大が必要です。

【具体的な施策】

- ① 子どもの健康の保持増進と安心・安全な出産の確保
子どもが健やかに生まれ、健やかに成長発達するために各種健康診査、育児教室、訪問指導等を関係機関との連携を図り実施します。
- ② 妊娠早期から切れ目のない支援の実施
母子保健と子育ての両面から、効果的、効率的にフォローワーク体制を整備し、妊娠・出産、子育て期における切れ目のない相談支援の充実に努めます。

【主要事業の内容】

事 業 名	事 業 内 容	所 管 課
母子健康手帳の交付	申請により母子健康手帳を交付する。その際に保健師又は助産師が妊婦の健康、生活状況等を聞き保健指導を行う。	保健センター
妊婦健康診査	妊娠中に 14 回の妊婦健康診査費用を助成することにより、妊娠中の健康管理を充実させる。多胎妊娠妊婦健康診査は追加で 5 回分の受診券を交付する。	"
妊婦歯科健康診査	妊婦の歯と口腔の健康づくりを支援するため、妊娠中に 1 回歯科検診の助成を行う。	"
母親・両親学級	母性・父性を育て、両親が協力して育児ができるように育児へのイメージを伝えるとともに、妊娠中の生活等について保健指導を行う。	"
マタニティサロン	妊婦が気軽に集い、仲間づくりや相談ができる場を子育て総合支援センター（おひさま）で開設し、食事、歯の健康、子育てに関するミニセミナーもあわせて実施する。	"
妊産婦・乳幼児への訪問指導の実施	保健師又は助産師、母子保健推進員が妊産婦、新生児、乳幼児等の家庭を訪問し、母子の健康状態の確認をするとともに、保護者の育児不安や孤立感の軽減を図る。	"
乳幼児全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	保健師または母子保健推進員及び保育士が家庭を訪問し、母子に関する相談等を行う。	子ども家庭課
乳児健康診査 3～4か月児健診 9～10か月児健診	医療機関に委託して乳児健康診査を実施し、乳児の疾病的早期発見・予防に努め、健やかな子育てを支援する。	保健センター
乳幼児健康診査 6か月児健診 1歳6か月児健診 3歳児健診	保健センターにおいて集団で健康診査を実施し、乳幼児の疾病的早期発見・予防に努め、保健師・栄養士・助産師が個別に相談し健やかな子育てを支援する。	"
歯科健康診査 1歳6か月児健診 3歳児健診	1歳6か月児健診と3歳児健診と併設して歯科健康診査を実施する。 また、希望者にフッ素塗布を行い、虫歯予防に努める。	"
5歳児発達相談	5歳児のうち、ルールの理解やコミュニケーションのとり方等集団生活をする中で支援が必要な幼児に対して、脳神経小児科医師による発達相談を行う。	保健センター 子ども家庭課 学校教育課
育児相談	毎月 1 回ずつ、保健センターと子育て総合支援センター（おひさま）において、保健師・助産師・栄養士等が個別相談を実施する。	保健センター
育児教室（親支援プログラム）	保護者を対象に、子どもの発達を知り、子育てに対する不安の軽減を図ることを目的として各種教室を開催する。	保健センター 子ども家庭課 子育て総合支援センター 保育園

発達支援教室	子どもの発達を促し、保護者の育児不安を軽減するための教室を開催する。	保健センター 子ども家庭課 子育て総合支援センター
子育て支援センター事業の充実	地域全体で子育てを支援する基盤形成を図るため、保育所の機能を活用して育児相談、指導、情報提供、子育てサークル等の支援などを行う。また、センター同士の連携・協力により、子育て総合支援センター（おひさま）をネットワークの核としながら、他の事業と連携してより充実した事業の展開を図る。	子ども家庭課
ブックスタートの実施	市内在住の全ての乳幼児とその保護者を対象に、図書館利用者の増加及び子どもの豊かな心の育成を図るため、6か月・1歳6か月児健診時、絵本の提供と読み聞かせ等を行う。	図書館
歯科健康教育	育児教室、保育所、認定こども園等で歯科保健指導を行う。	保健センター
不妊・不育治療費助成事業	保険適用外となる特定不妊治療、人工授精、不育症の検査及び治療に要した費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減する。	"

4-2 「食育」の推進

【現状と主要課題】

【現状】

- ① 子育て中の親は仕事と家事の両立が難しく、栄養バランスのとれた食事作りに時間をかけることができず、また家族そろって楽しい雰囲気で食事をすることが難しい現状です。
- ② 生活時間が夜型になることで朝食を欠食する割合が高くなったり、やせ願望から極端な食事制限をするなど、望ましい食習慣の形成が難しくなっています。
- ③ 季節を問わず食材を購入でき、出来上がった料理を購入することが簡単なので、栄養価の高い地元でとれた旬の食材を使い、古くから伝わる食文化を継承するのが難しい現状です。

【主要課題】

- ① 子どもの頃から望ましい食習慣を身に付け、食を通じた家族形成と心豊かな人間性を育んでいくことが必要です。
- ② 保健、教育の分野間の連携を図りつつ、乳幼児期から発達段階に応じた食習慣に関する学習の機会や情報提供をすすめていくことが必要です。
- ③ 各ライフステージに応じた食育の推進を行うことが必要です。

【具体的な施策】

① 食べる力の育成

自分から楽しく食べようとする意欲を持ち、おいしいものをおいしく感じる力が育つよう、乳幼児期から思春期まで、発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進め、幼児及び児童を対象にした食事づくり等の体験活動や、子ども参加型の取り組みを進め、子ども自身が食事の重要性について学ぶ機会を増やします。また、母親の健康の確保を図る必要がありことから、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、母親学級・両親学級の場等で食に関する学習の機会や情報提供を進めます。

② 楽しく食べることのできる食環境の整備

親と子どもが一緒に食事づくりをする機会、短時間で出来る食事の紹介、地域の人との食事づくりを通じての交流の場づくりに取り組んでいきます。

③ 食文化の継承

食生活が多様化する中で、地域の郷土料理や「じげの味」である地域に伝わる料理等の食文化を大切にし、伝統的な食生活を次の世代へ継承するため、その知識の普及と継承の一貫として、食生活改善推進員等の活動に幼児、児童が参加できる取組を行います。

【主要事業の内容】

事業名	事業内容	所管課
学校栄養教諭・学校栄養職員による食に関する指導	小・中学校全学級に、給食時間及び各教科、学級活動での食に関する指導を実施する。食育教室、個別指導（食物アレルギーの児童生徒、保護者）を実施し、食育の充実を図る。	学校給食センター

親子で学ぶ食の教室	小学校1年生の親子を対象とした給食センター見学、食育教育、試食を実施し、学校給食への理解関心を高めるとともに、家庭の食への啓発を図る。	学校給食センター
倉吉市食育推進研究推進校の指定	小中学校を順次研究推進校に指定し、学校栄養職員等の協力を得ながら、給食教育の充実を図るために研究を行い、研究発表等により普及啓発を図る。	学校教育課
学校給食週間の実施	全国学校給食週間に合わせて、給食展（児童生徒の作品・給食センターの取り組みなどを紹介）、市長と児童の交流給食会、市民への試食会などを行う。	学校給食センター
保育所・認定こども園での食育に関する指導	保育所・認定こども園で園児や保護者に対し、作物の栽培、調理実習、講和等を通じ、食育に関する指導を行う。	子ども家庭課
児童センター、子育て支援センターでの食育に関する指導	未就園児の親子を対象に、親子で幼児食やおやつの調理実習を行い、離乳食や幼児食に関する悩みの相談を受ける。	"
保育所、認定こども園でのクッキング活動	保育所年長児や認定こども園5歳児を対象に、保護者には見学のみの参加をしていただき、ご飯やみそ汁などの基本的な食事を、子どもだけで作り上げる。	"
離乳食講習会	3～7ヶ月児を対象に、2か月に1回離乳食についての話と実習を行う。実習中は託児を行う。	保健センター
栄養士による健診時栄養指導	6か月児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診時、個別に栄養指導を行う。	"
親と子の食育教室の実施	食生活改善推進員が親子を対象に、食育に関する学習と子ども主体の調理実習を行う。各地区1回実施する。	"
地産地消の推進	地元農産物の学校給食への供給体制を整備するとともに、地産地消を推進する。	農林課
食生活改善推進	食生活改善推進員養成講座で食生活について学び、「子どもの時からよい食生活習慣を」をスローガンに、伝統料理等も取り入れた料理講習会を開催し、その活動を一人でも多くの住民に広げていくことを目的として推進する。	保健センター
学校給食、保育所での紹介	学校給食の食材購入にあたっては、倉吉市学校給食供給部会と連携し、地元産の野菜や果物をできるだけ多く取り入れた学校給食を提供する。また、月1回「じげの味探検日」と銘打ち、地元の食材を使った郷土料理等の伝統的な食文化を継承した学校給食を提供し、地元産物や食文化の大切さを児童生徒に伝えていく。 保育所では、献立の中に郷土料理を取り入れ、地域に伝わる料理を紹介する。	学校給食センター 子ども家庭課

4-3 思春期保健対策の充実

【現状と主要課題】

【現状】

- ① 思春期における性行動の活発化・低年齢化による性感染症の増加や薬物及び危険薬物の乱用、薬物乱用、喫煙、飲酒などの増加が、思春期の子どもたちの健康に影響を及ぼすなど社会問題化しています。

【主要課題】

- ① 思春期保健対策の充実には、早期に学習する機会を提供するとともに、地域保健と学校保健等との組織的な連携のほか、地域・他の専門機関・他職種との連携が必要です。

【具体的な施策】

① 性や性感染症に関する教育の充実

性に関しては、正確な知識と理解、健全な意識を持つことが不可欠です。関係機関と連携し、年齢に合わせた知識の普及に努めます。

② 喫煙・飲酒及び薬物乱用防止教育の充実

興味本位で喫煙、飲酒及び薬物及び危険薬物等に手を出さないよう、喫煙や薬物等が体に及ぼす様々な影響についての学習の機会や情報提供を進めます。

③ 家庭、学校、地域の連携

思春期の子どもの成長を理解し、学校、家庭、地域が連携して様々な問題に取り組んでいく必要があります。また、子ども自身が生命の大切さを知り、自分を大切にできる人間に育っていけるよう、現在行っている教育の充実に努めます。

【主要事業の内容】

事業名	事業内容	所管課
性教育の推進	年間指導計画の中に位置づけ、保健体育や学級活動の授業で取り扱うとともに、専門的な知識を持つゲストティーチャーによる講演会等を開催する。	学校教育課
乳幼児とのふれあいの場の確保	学校の授業の中に、保育所、認定こども園等と連携し、乳幼児とのふれあいの機会を設ける。	学校教育課
命の教育学校出前講座の開催	小学校の児童と保護者を対象に、「命の大切さ」について各学年に応じた内容で、助産師、保健師が学校に出向き話ををする。	保健センター
喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進	年間指導計画の中に位置づけ、保健体育や学級活動の授業で取り扱うとともに、専門的な知識を持つゲストティーチャーによる講演会等を開催する。	学校教育課
関係機関との連携	青少年育成協議会、少年補導センター等関係機関や団体等との連携により、あいさつ運動や防犯パトロールの実施等子どもの健全育成のための取り組みを行う。	生涯学習課
保護者等への啓発	学校、公民館等による保護者や地区住民を対象とした懇談会、研修会を開催する。	学校教育課 生涯学習課
養護教諭の研修	学校保健会・県教育委員会による研修や自主研修により、時代の要請に対応できる専門知識や技術を身につける。	学校教育課

4-4 小児医療の充実

【現状と主要課題】

【現状】

- ① 次代を担う子どもたちの健やかな成長を支援していくうえで欠かせない小児医療は、安心して子どもを産み育てるための基盤となるもので、母子保健とともに体制の充実が必要となっています。
- ② 家庭内における事故防止と、子どもの健康状況を日頃から知り、急な病気の時の対応について適正な医療を受けることができるよう啓発を行っています。

【主要課題】

- ① 病気の予防と家庭内における事故防止の普及啓発を引き続き取組むことが必要です。
- ② いざという時に安心して医療を受けることができる救急医療体制の整備と、夜間・休日の適正受診への普及啓発を継続して実施することが必要です。
- ③ 子育て家庭の経済的な負担の軽減を図るため、小児医療費の助成を継続していくことが必要です。

【具体的な施策】

① 子どもの感染症や病気の予防

定期・任意予防接種の助成を行い、感染症予防に努めます。

また、母子保健事業を通して小児の病気の予防について保健指導を行います。

② 救急医療体制の整備と適正受診の啓発

子どもが安心して医療を受けられるように医療体制の確保と、夜間・休日の適正受診への啓発について継続して実施します。

③ 子どもの医療費助成の実施

特別医療・未熟児養育医療・育成医療費の助成を実施します。

【主要事業の内容】

事業名	事業内容	所管課
各種予防接種の実施	定期予防接種の全額助成、任意予防接種の一部助成を行う。	保健センター
事故防止の知識の普及	子どもの事故を未然に防止することについて、母子保健事業を通して啓発普及を行う。	"
小児救急医療の情報提供	夜間・休日のけがや急病時の対応についての情報提供を行います。あわせて、救急医療の適正受診の啓発も行う。	"
救急時の対応についての啓発	急な子どもの疾病に対する保護者等の不安を解消するための啓発を行う。	"
小児特別医療の実施	中学校卒業までの児童に対し、医療費を助成する。 また、国の定める小児慢性特定疾患患者に対し、医療費を助成する。	医療保険課

未熟児養育医療	出生時の体重が2,000g以下または身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする未熟児等に対して医療費の助成を行う。	医療保険課
育成医療	18歳未満の児童を対象に、身体に障がいがある等で手術等の治療により治療効果が認められる場合に治療に要する医療費を助成する。	子ども家庭課
医療費助成制度の情報提供	各種医療費助成制度についての広報、情報提供を行い、利用へとつなげる。	医療保険課 保健センター 子ども家庭課

5 働きながら子どもを育てる人への支援

【本市の取組み状況】

男女共同参画社会の形成を促進するため、平成23年度に市民一人ひとりに男女共同参画が浸透した豊かな社会の実現に向け、「第4次くらよし男女共同参画プラン」を策定し、男女が対等なパートナーとして、多様な生き方を選択し、十分力が発揮できるよう、その推進に努めており、その中で男女の育児や子育てに関する共同参画についても広報・啓発活動を進めています。

5-1 職業生活と家庭生活の両立の支援

【現状と主要課題】

【現状】

- ① 子育ての比重は、女性に重くのしかかっており、また、子育てをしながら働く職場環境は十分に整備されておらず、急な子どもの病気の時等にすばやく対処するのは難しい状況のままとなっています。
- ② 雇用情勢の改善は徐々に進んでいるが、将来を担う若者が、地元で社会的に自立するところまでには至っておらず、少子化につながる社会情勢が続いている。

【主要課題】

- ① 男女がともに暮らし、子どもを産み育てるに夢と希望が持てる社会の実現に向け、育児休暇等の取得が容易にでき、緊急時にも遠慮なく休暇を取得できる労働環境の整備が今後とも必要です。
- ② 結婚・出産後も希望する女性が仕事を続け、出産、子育て後も職場への復帰ができるよう、関係機関や企業との連携を求めていく必要があります。
- ③ 若者が、地元で社会的に自立できるよう、若年者に対する就労の支援が引き続き必要です。

【具体的な施策】

① 多様な働き方の実現の推進

女性と男性が、ともに仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるよう、「働き方の見直し」を図り、子育てに関わる休暇を取得しやすい雰囲気づくり等、子育てに配慮した職場環境が整備されるよう、育児休業や短時間勤務に係る労働協約や就業規則、就業規定の整備などについて、国、県、企業や関係団体等との連携を図り、その啓発に努めます。

② 就労援助の推進

仕事をしながら育児をしたい人や、出産や育児のために仕事をやめていた人の就労支援のため、職場開拓や求人情報の提供などに努めます。

③ 各種子育て・保育サービスの充実

育児と仕事の両立を支援する多様な保育サービスの充実や子どもを生み育てながら安心して働くことのできる労働環境が必要なことから、多様な就労形態や地域の保育ニーズに対応した弾力的で細かな保育サービスが提供できるよう、その充実に努めます。

【主要事業の内容】

事業名	事業内容	所管課
雇用環境の整備、国・県の機関との連携、企業等への啓発推進	労働時間短縮や休暇の積極的な取得実現等、子育てに配慮した職場環境の整備が必要であり、国・県の機関と連携し、事業所・事業主への啓発を実施する。また、労働機会等の情報提供に努める。	商工課
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定の周知・啓発	育児休業や短時間勤務に係る労働協約や就業規則、規定の整備や次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定について周知・啓発を図る。	"
就業情報の提供	就労希望の方が、就業情報が得られるようハローワークと連携して情報の提供に努める。	"

※「各種子育て・保育サービスの充実」に関連する事業については、基本目標7「地域における子育ての支援」のうち、基本施策1「地域における子育てサービスの充実」、基本施策2「保育サービスの充実」に掲載しています。

5-2 男女共同による子育ての推進

【現状と主要課題】

【現状】

「男は仕事、女は家庭」というような性別役割分担意識は徐々に薄れてはきていますが、一方で男女共同参画社会づくりの必要性や意義、その前提である「ジェンダー」等についての理解度はまだ低い状況にあります。

この性別役割分担意識は、女性のみならず、男性の行動も制約し、個人が主体的に生きるための自由な選択や能力発揮の障がいとなっています。また、子育て中の女性に多くの孤立感や負担感を感じさせ、仕事と家庭の両立を担っている女性が出産、子育てをためらうことにもつながっています。

【主要課題】

男性は仕事が中心の生活で、子育ては女性まかせといった状況から、男女がともに家庭における役割を担うことへの意識啓発を図るとともに、男性を含め、職業生活と家庭生活のバランスがとれた働き方やライフスタイルを考えることのできる環境づくりに努める必要があります。

【具体的な施策】

① 固定的役割分担意識の解消

男女共同参画社会を推進していくため、男性、女性ともにお互いを尊重し、ともに対等なパートナーとしてあらゆる分野に参画できるように、従来の習慣を積極的に見直し、この性別役割分担意識を解消していくよう啓発に努めます。

② 事業主・職場の協力・支援

育児休業制度の普及と取得の促進をはじめ、労働時間短縮やフレックスタイム制等の子育てのために望ましい雇用環境のあり方について、企業に対して啓発を行うとともに国・県との連携のもと各種制度を利用しやすい環境づくりに努めます。

【主要事業の内容】

事業名	事業内容	所管課
幼児・学校教育による男女共同参画の推進	固定的な役割分担意識の解消に向けての意識啓発に、今後も様々な機会をとらえて取り組んでいく。	学校教育課 子ども家庭課
第4次くらよし男女共同参画プランの推進	倉吉市男女共同参画推進条例を踏まえ、男女の人権が尊重され、地域、職場、家庭のあらゆる分野で個性と能力が発揮できる社会の形成を推進する。	人権政策課
企業への啓発推進	国・県の機関と連携し、事業所・事業主への啓発を実施する。	商工課
公民館等での啓発推進	子育てに対し地域をあげて支援していくため、公民館行事等を通じて地域住民の啓発を行う。	生涯学習課